

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

身体拘束等適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践するものとする。

(1) 身体拘束及び行動制限の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他者等の生命又は身体等を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為を原則禁止する。

(2) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(3) 緊急・やむを得ない場合の例外3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供が原則であるが、緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3つの要件をすべて満たす状態にあることが必要である。

① 切迫性

利用者本人又は他者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束適正化のための委員会等本会内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化のための委員会の設置

本会は、障害者及び高齢者の虐待防止に関する委員会と身体拘束の適正化に関する委員会を一体的に設置・運営するものとし、名称を虐待防止委員会（以下「委員会」という。）とする。

(2) 身体拘束等の適正化のための審議事項

委員会は年に2回以上開催し、審議事項は委員会設置要綱の他、次の各号によるものとする。

- ① 事業所内での身体拘束等の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。
- ② 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。
- ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討。
- ④ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導。
- ⑤ その他、身体拘束等の適正化に関すること。

3 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

介護等に関わるすべての従事者に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、虐待防止（身体拘束等の適正化を含む）のための職員研修を実施する。

また、研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成するものとする。

- ① 定期研修 年1回以上
- ② 新任研修 随時

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

「5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針」に規定する手続きを経て実施する以外の身体拘束等の事案を発見した従業員は、虐待防止担当者に通報し、委員会に報告するものとする。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束等を行う場合の組織的検討

やむを得ず身体拘束等を行う場合、緊急やむを得ない場合（3要件）に全て該当するかについて委員会で検討したうえで実施するものとする。

なお、検討の際には、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束等を行わないよう、利用者個々における状況を十分勘案し、身体拘束等をしない場合のリスクや身体拘束等の必要性、身体拘束等を実施した場合の利用者の心身への影響等について慎重に判断するよう留意する。

(2) 個別支援計画への記載及び利用者本人、家族に対する説明と同意

身体拘束等を行う場合には、当該利用者の個別支援計画に身体拘束等の様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記載するものとする。

また、当該個別支援計画と併せ、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」（様式1）により、利用者本人や家族に十分に説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、事後速やかに利用者本人や家族への説明を行い、同意を得るものとする。

(3) 必要な事項の記録及びその保管

身体拘束を実施した場合には、身体拘束等の様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等その他必要な事項について記録し、その記録を記載した個別支援計画及び委員会の議事録、並びに拘束中の対応等を記録した「やむを得ない身体拘束に関する利用者の日々の態様記録」(様式2)を、サービスを提供した日から5年間保管するものとする。

(4) 拘束の解除

拘束実施後は、上記(3)で作成された記録をもとに委員会を定期的で開催し、利用者の態様や介護の見直し等により、身体拘束の解除に向けて取り組むものとする。

なお、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除し、その旨利用者本人、家族へ報告するものとする。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事務所内でいつでも閲覧できるように備え付けるとともに、求めに応じて書面で交付できるようにする。また、利用者本人及び家族、すべての職員が閲覧できるようにホームページ等で公表するものとする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、次の各号に取り組むものとする。

- ① 利用者の尊厳と主体性を尊重する。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。